

令和6年度「高校生等奨学給付金」申請のお知らせ

(返済不要の給付金です)

宮城県では、低所得世帯の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、下記の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く。））及び高等学校専攻科の生徒の保護者等に対して『高校生等奨学給付金』を支給します。

本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し4～6月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合は7月頃に実施する通常の募集において認められれば、年間分を給付します。

また、保護者の失職(自己の責めに帰することのできない理由による離職)等や保護者等の収入が激減するなど、家計急変により下記の要件を満たすと認められる世帯を対象に給付を実施します。

通常の奨学給付金の募集は、7月頃にお知らせします。

支給を受けるための要件

【新入生前倒し給付】

基準日：令和6年4月1日に、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 保護者等が宮城県内に住所を有している。
- (2) 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（生活保護法による生業扶助受給世帯を含む）
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
- (4) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

【家計急変世帯】

基準日：令和6年7月1日までに家計急変した場合は7月1日、7月2日以降に家計急変した場合は家計急変の発生した月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日である場合は、家計急変の発生した月の1日に次の要件を全て満たすこと。

- (1) 保護者等が宮城県内に住所を有している。
- (2) 家計急変により道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯に相当すると認められる世帯（生活保護法による生業扶助受給世帯は対象外）
- (3) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している。
- (4) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

支給額（年額）

(対象生徒1人あたりの年額)

区 分	通信制以外 (全日制・定時制等)	通信制	専攻科
生業扶助（生活保護）受給世帯	32,300円		
非課税世帯・第1子 (生業扶助受給世帯を除く)	122,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯・第2子 (生業扶助受給世帯を除く)	143,700円		

※新入生の前倒し給付額は、上記の区分に応じた年額×1/4

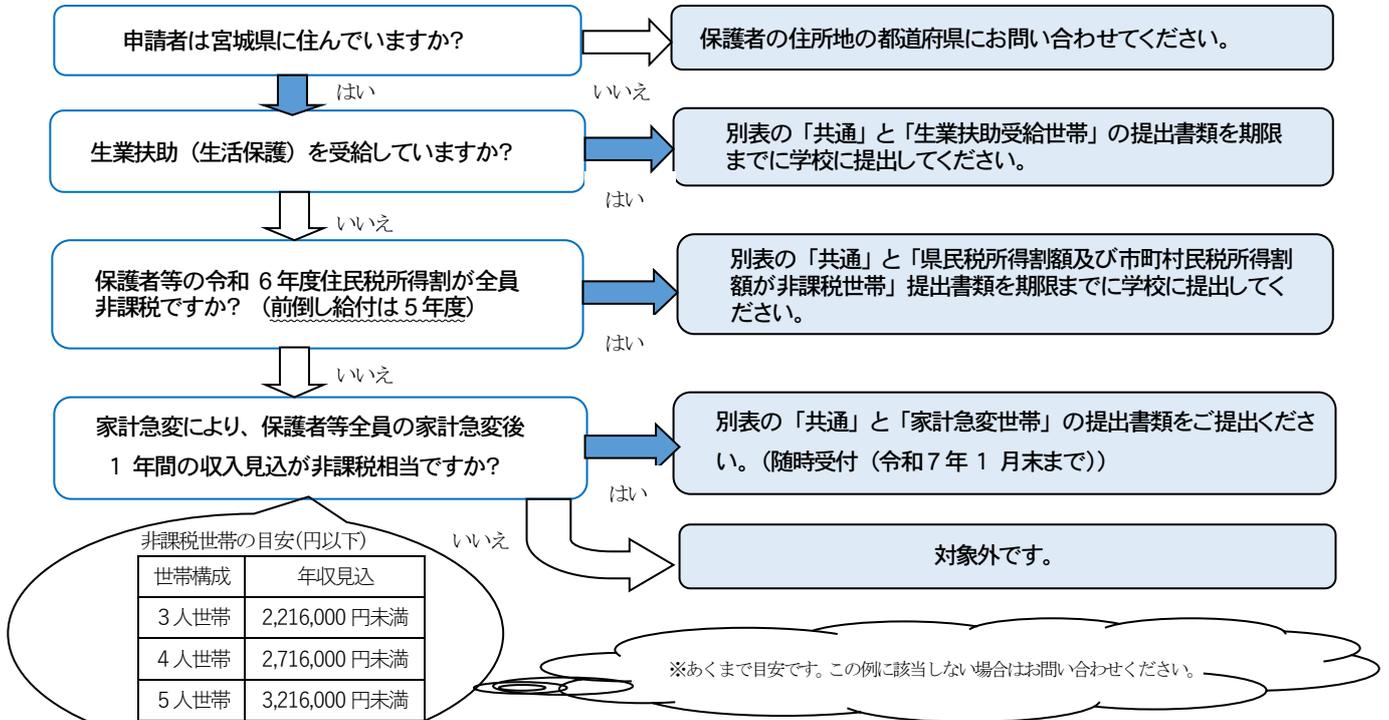
※家計急変世帯について

- ・令和6年7月1日までに家計急変し、期日までに申請した場合は年額支給
- ・令和6年7月2日以降に家計が急変したことによる申請の場合は表の区分に応じた額について、家計が急変した翌月以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切捨）

申請方法

○次の書類を対象となる生徒ごとに、それぞれの在学している学校へ提出してください。

- ・別表の共通と該当する世帯区分の書類を、学校が定めた期日までに提出してください。
- ・家計が急変した場合は、随時（令和7年1月末まで）、提出してください。



【別表】

世帯区分	提出書類等
共通	(1) 高校生等奨学給付金受給申請書 (2) 口座振込依頼書（申請者本人の口座で、通帳の表紙のコピーを添付）
生業扶助受給世帯	(3) 基準日現在、生業扶助の措置状況が確認できる書類（写しも可）
県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	(4) 保護者等（父母等）の令和5年度の課税（非課税）証明書等（写しも可） ※無職無収入の専業主婦等の方も非課税であることの証明書の写しが必要です。 (5) 対象の高校生等以外に15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる場合は、扶養誓約書（専攻科を除く）。
家計急変世帯	(6) 保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類 ※離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など ※保護者等の一方が無職無収入の方は非課税であることの証明書の写し等を提出してください。 (7) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 ※（家計急変前）課税証明書の写し等 （家計急変後）会社作成の給与見込（家計急変後1年分）、直近3か月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など (8) 保護者等の扶養親族の人数を確認するための書類 ※扶養親族の記載が省略されていない課税証明書、扶養親族全員分の健康保険証の写しなど (9) その他必要な書類（個別に依頼することがあります）

支給方法

- ・審査により支給が決定され次第、指定口座に振込みます。

その他

- ・事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時返還と違約金が課せられます。
- ・高等学校等就学支援金申請時にマイナンバー等を提出いただいた方について、就学支援金の認定結果に係る情報を、高校生等奨学給付金の周知や申請の催促に利用することがあります。

学校への提出期限	令和6年 6月20日（木）まで	提出先 相談窓口	宮城県松島高等学校 給付金担当 今野（TEL 022-354-3307）
----------	-----------------	-------------	-----------------------------------------